

特集：品質確保のための建設生産システムの再構築

工事成績の評価と活用

中村義人* 佐近裕之** 相沢 興*** 山室 久****

1. はじめに

公共工事の入札・契約の透明性・競争性を高め、工事の品質確保・向上の観点から、完成した工事の品質等の成績評定を行うことは必要不可欠であり、現在、工事成績評定結果は、競争参加資格審査、有資格者の格付けなどの資格審査や個別工事の入札参加資格条件、企業・担当者の技術力評価などの企業評価に利活用されている（図-1）。

また、近年の公共工事を取り巻く社会的な変化に対応するため、現在、建設生産システムの抜本的な見直し¹⁾が検討されているところであり、企業が自ら品質確保に努めるインセンティブや企業の技術力等を重視した調達において、工事成績は、受注者・発注者の双方にとって重要な役割を担うものとなる。

本報告では、国土交通省における現行の工事成績の評価と活用状況について報告するものである。

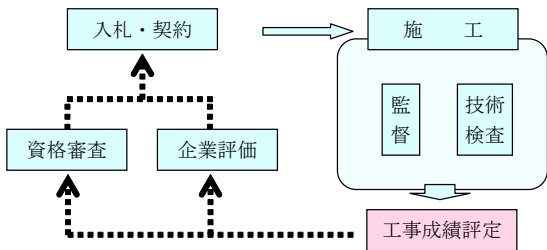


図-1 工事成績の利活用フロー

2. 工事成績評定の概要²⁾

国土交通省の直轄工事（以下、「直轄工事」）では、2001年の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「適正化法」）の施行等を踏まえ、不良・不適格な企業の排除や工事特性に対応した技術力を有する企業の選定ができるよう、2001年3月に「請負工事成績評定要領」（以下、「評定要領」）を制定し、現在、この評定要領により、請負金額が500万円を超える工事を対象に工事成績評定を行っている。評定要領

には透明性・公正性を確保するため、工事成績の請負者への通知や成績に対する説明請求・不服申し立てについても定められている。

また、2005年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」）の施行により、適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、必要な技術検査の実施と工事成績評定を適切に実施することが、工事の履行（施工）段階の発注者の責務として規定され、これにより、施工状況等の技術的検査と工事成績評定を行う技術検査が法律に基づく行為として位置づけられた（図-2）。

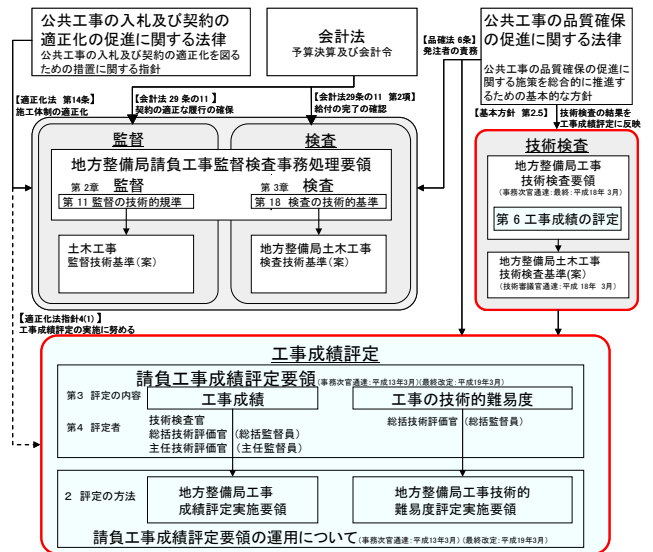


図-2 工事成績評定と監督・検査の体系

2.1 工事成績評定の方法

工事成績評定要領では、「工事成績」「工事の技術的難易度」について評価しており、それぞれに評定実施要領[※]が定められて運用されている。以降では「工事成績」についてのみ報告する。

なお、総合評価方式の導入・拡大により競争参加資格審査の技術評価点数の算定式が2007年3月に改訂されたため、当初の評定要領の「VE提案等」の評価は廃止されている。

- ※①「地方整備局工事成績評定実施要領」：工事の施工状況、目的物の品質等の評価
- ②「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」：構造物特性、技術特性等の工事内容

Evaluation and practical use of construction results in the public works

の難しさを評価

2.2 評価項目と評価方法

地方整備局工事成績評定実施要領における評価項目と考査内容等は表-1に示すとおりであり、評価項目は、施工状況等に関する3項目（施工体制、施工状況、出来形および出来ばえ）と優れた技術力・能力等に関する3項目（高度技術、創意工夫、社会性等）に、法令遵守等の1項目を加えた計7項目となっている。

評定点の配点は、評価項目・細別毎に表-1に示すとおりであり、配点合計は100点（基礎点合計は65点）である。

評価方法は、考査内容の観点から契約図書の記載事項について評価対象項目を定めた「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」（以下、「運用表」）により、評価対象項目の考査結果に応じて加減点を行う。施工状況等の評価項目は5段階で加減点評価を、優れた技術力・能力等の評価項目は加点評価を、不良行為等の評価項目は減点評価を行うことにより採点されている。

なお、運用表とは別に、工事着手前・施工途中において監督職員が確認・把握する施工体制や安全対策等の義務的事項を整理した「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」があり、その確認結果も参考に検査や評価が行われている。

2.3 評定者及び評価の基本

各評価項目の評定者は、表-1に示すように、主任技術評価官（主任監督員と同人格）、総括技術評価官（総括監督員）及び技術検査官（検査職員）の3者が行っており、それぞれ、現場の施工実態の評価、工事の総合的な履行状況の優劣の評

価及び工事の履行結果の評価を行っている。

評価の基本は、受注者が自主施工の原則に基づいて行う契約図書の適切な履行や不良・不適切な事項の有無を評価するものであるもので、単に工事の仕上がり状況のよし悪しや評価対象項目の実施の有無のみでは判断されず、工事の実施状況（監督職員の助言・指導・是正指示の多寡や内容等）についても併せて評価を行っている。

2.4 工事成績評定点の分析結果

工事成績評定の現状・活用の理解及び客観性の評価を目的として実施した工事成績評定点の分析^{3)~5)}（2003~6年度に完成した直轄工事）を行ったところ、以下のような傾向が確認できた。

①工事特性と評定点の関係

- ・工事成績の平均点は約74点
- ・落札率が下がるほど評定点も下がる傾向
- ・低入札工事は標準工事に比べ約5点ほど平均点が低い
- ・工事の技術的難易度が高い工事ほど評定点も高くなる傾向
- ・請負金額の規模が大きくなるほど評定点も高くなる傾向
- ・中間技術検査を数多く実施するほど評定点も高くなる傾向

②企業特性と評定点の関係

- ・企業ランキングが高い企業ほど評定点も高くなる傾向
- ・受注実績回数が多い企業ほど評定点も高くなる傾向
- ・総合評価方式（高度技術提案型、標準型）を適用した工事は評定点が高くなる傾向

表-1 工事成績評定の評価項目・考査内容

評価項目	細別	考査内容	評定点の配点 (基礎点)		評定者		
					主任 技術 評価官	総括 技術 評価官	技術 検査官
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制及び施工管理体制の評価	7.0 (5.2)	3.2 (2.6)	○		
	II. 配置技術者	現場代理人等の職務の執行等に関する評価		3.8 (2.6)	○		
2. 施工状況	I. 施工管理	適切な施工管理を実施しているかどうかの評価	35.1 (25.5)	11.7 (9.1)	○		○
	II. 工程管理	適切な工程管理を実施しているかどうかの評価		9.3 (6.9)	○	○	
	III. 安全対策	安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価		10.7 (6.9)	○	○	
	IV. 対外関係	対外調整等を適切に実施しているかどうかの評価		3.4 (2.6)	○		
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	目的物の出来形の水準を評価	38.3 (24.7)	13.9 (9.1)	○		○
	II. 品質	目的物の品質水準を評価		15.9 (9.1)	○		○
	III. 出来ばえ	出来ばえの評価及び機能の評価		8.5 (6.5)			○
4. 高度技術	I. 高度技術力	高度な技術力をもって対応したものの評価	7.8 (2.6)		○		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	施工等について創意工夫をもって対応したものの評価	5.4 (2.6)		○		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価	6.4 (4.4)			○	
7. 法令遵守等		関係法令等を遵守して工事を実施したかどうかの評価	該当項目ごとに減点			○	
評定点合計			100 (65)	-	-	-	-

③その他

- ・各年度の傾向は概ね同様の傾向

このうち、一例として落札率が下がるほど評定点も下がる傾向について図-3に示す。また、評価項目の細別毎の配点に対する平均得点割合を図-4に示す。これにより施工状況等の評価に関する項目の得点割合が高く、優れた技術力・能力等の評価に関する項目は得点割合が低いことがわかる。

なお、分析結果から得られた知見は、総合評価方式の工事成績の評価基準の変更や表彰制度の表彰要件の基準設定に反映されている。

2.5 工事成績評定の活用

工事成績の活用方法等は以下のとおりである。

①請負業者の適正な選定

- ・競争参加資格審査の技術評価点として利用（企業のランク付け）
- ・個別工事の応札参加資格の足切り要件として利用（不適切な企業の排除）

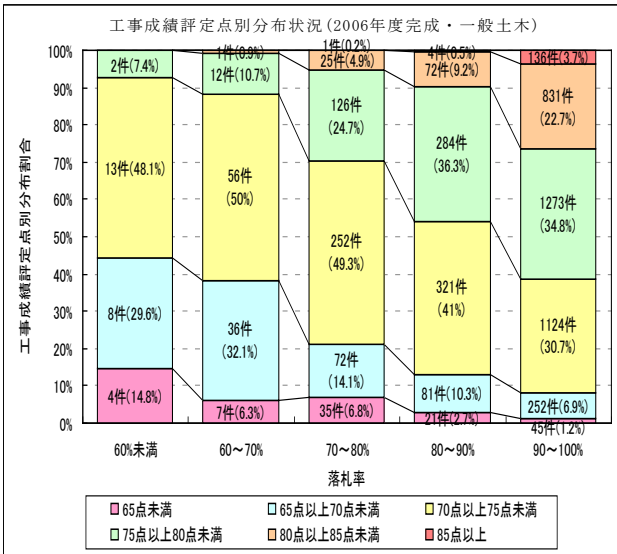


図-3 工事成績評定点別分布状況

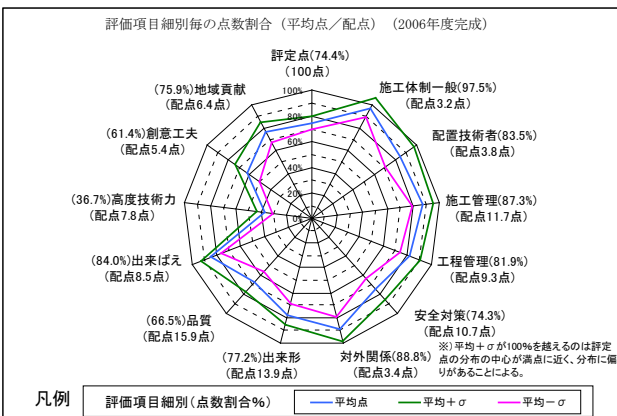


図-4 評価項目細別毎の点数割合

- ・総合評価落札方式の評価項目として利用（企業・技術者の差別化）
- ・低入札工事における監督強化対象工事の設定基準として利用（技術者の増員等）

②請負業者の指導育成

- ・成績評定結果の通知（改善指標明示による企業の自主改善の促進）
- ・表彰制度における対象工事の選定基準として利用（品質確保のインセンティブ付与）

3. 工事成績評定の見直しについて

現行の評定要領制定（2001年）以降、品確法の施行と総合評価方式の適用拡大や現在進められている建設生産システムの抜本的な見直しへの取り組みにより、工事成績評定は、今後、より重要な指標となるため、図-5に示すように、より厳正かつ的確な評定の実施による工事成績評定の適正化への対応が求められる。

そのため、総合評価方式の技術提案の履行とその結果の評価方法、施工プロセスを通じた検査の

要件	要求事項(あり方)	あるべき姿
厳正かつ的確な評定の実施	厳正	●評定時の評価者の遵守事項が明確であり、適切な評定者による公正な評定ができる
	的確性	●契約事項と工事品質に影響する事項の要点が明確であり、的確な評価ができる ●着手前、施工中、完了時、事後の各段階でタイムリーな評価ができる
	合理性	●義務事項や努力事項の良好・適切/不良・不適切を客観的・定量的な評価ができる ●工事特性に応じた評価結果により、適切な企業の選定、差別化ができる
透明性		●評定プロセス、評価基準を公表し、請負業者が達成すべき目標設定ができる ●評価結果を通知、公表し、請負業者の技術力の改善・向上を醸成する

図-5 工事成績評定のあるべき姿

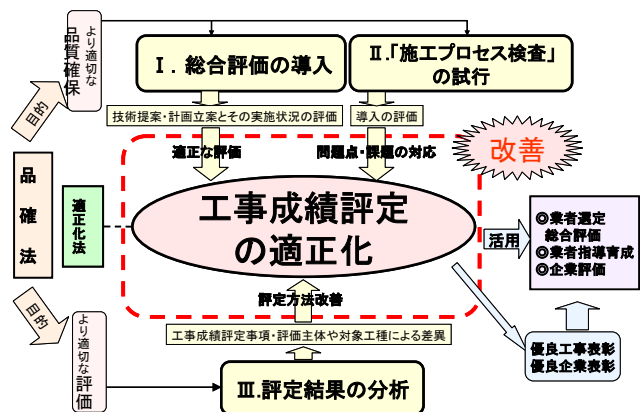


図-6 工事成績評定の適正化(イメージ案)

結果の評価方法、並びに他の発注機関との工事成績の適切な共有・活用などへの対応が求められており、工事成績評定の適正化は焦眉の急であると考えている(図-6)。

3.1 現状の問題点・課題

現在、国土交通省内の全国工事監視官等会議において、工事成績評定要領の見直し検討を行っているところであり、以下にその概要を示す。

現行の工事成績評定要領の主な問題点・課題を整理すると以下のとおりである。

①複数の評価者による重複評価

例えば、考査項目細別「施工管理」を技術評価官と検査官の双方が「施工計画書と施工方法の一致」について評価する等、一部で重複がある。

②評価対象項目の評価基準の記述が不明確

例えば、考査項目に「十分な」や「適切に」と言った表現があり評価者によるばらつきが生じる恐れがある。

③工事品質に関する評価配点がやや低い

品質確保の取り組みに対する企業努力へのインセンティブ付与や評定結果の差別化を図る必要がある。

④企業の技術力に関する評価配点がやや低い

技術提案や技術開発に対する企業努力へのインセンティブ付与や評定結果の差別化を図る必要がある。

3.2 工事成績評定要領の見直し

国土交通省内の全国工事監視官等会議では、図-7に示すように工事成績評定要領の改善の視点と方向性を整理し、前述の問題点・課題を解決するため工事成績評定要領の運用表と配点の見直し検討を行い、その改定案を作成しているところであり、2009年度の運用開始を目標に、2008年

度に一部の工事で試行(現評定と併せた試験的評定)・フォローアップを予定している。

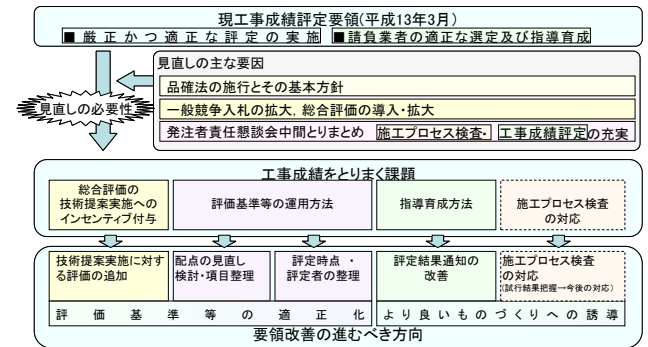


図-7 評定要領改善の視点と方向性

4. まとめ

工事成績評定の適切な理解を得るため、国土交通省における現行の工事成績評定とその結果の分析結果及び工事成績評定要領の見直しについて整理した。今後も工事成績評定の適正化に努め、工事成績のより厳正かつ的確な評定とその活用が図られることを期待するものである。

参考文献

- 1) 国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会：中間とりまとめ、2006
- 2) 国土交通省全国工事監視官等会議：公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引き、250p、(社)全日本建設技術協会、2006
- 3) 相沢興：土木工事における工事成績評定の分析について、建設マネジメント技術、6月号、pp.17～21、2006
- 4) 佐近裕之他：土木工事における工事成績評定の分析について、第25回建設マネジメント問題に関する研究発表・会討論会講演集pp.21～24、2007
- 5) 国土交通省直轄土木工事における工事成績評定の分析結果について http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/13/131203_.htmlなど

中村義人*



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課交流研究員
Yoshihito NAKAMURA

佐近裕之**



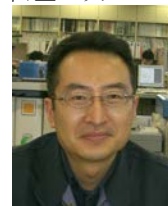
国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長
Hiroyuki SAKON

相沢 興***



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長補佐
Koh AIZAWA

山室 久****



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課施工管理技術係長
Hisashi YAMAMURO